

長期優良住宅認定申請等 必要図書一覧

★ 申請書様式及びその他添付書類を含め、**正副2部**ご提出ください。

認定申請 (法第5条関係)	変更認定申請 (法第8条関係) ※事前に変更内容を御相談ください。
認定申請書 (第一面、第二面、第三面(共同住宅等の場合)、 第四面)	○ (申請書第二面～第四面は 必要に応じて提出)
委任状 ※申請者本人以外が手続きを行う場合	
確認書等 (登録住宅性能評価機関にて交付される長期使用構造等である 旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写 し。)	○ ※「変更確認申請書第一面」(変更の 内容が確認できるもの)の写し共
確認済証の写し	△ ※建築確認上、軽微変更の場合は、軽 微変更説明書等の写し
居住環境基準及び災害配慮基準確認報告書	—
地区計画の届出行為に関する適合通知書の写し ※1	△ (変更している場合) ※申請書第四面を添付している場合は、 維持保全計画書を添付
広島市景観計画区域内行為(変更)届出書及び事前協 議済証の写し ※1	
維持保全計画書 (申請者名又は物件名を記載したもの)	
付近見取図【受付印】	
配置図【受付印】	
各階平面図【受付印】	
用途別床面積表【受付印】	
床面積求積図【受付印】	
二面以上の立面図【受付印】	添付図書は、登録住宅性能評価機関の押印が されたもの又はその写しとしてください。
断面図又は矩計図【受付印】	
状況調査書(既存住宅(増改築)の場合)	※1 該当がある場合に添付

譲受人の決定 (法第9条関係)	
※譲受人等の決定が、当初認定申請書に記載されている予定時期から 6か月を超えて遅れている場合は 、事 前に変更認定申請(法第8条関係)が必要です。	
変更認定申請書(第一面、第二面)	譲受人等の決定から3か月以内に 申請してください。
委任状(分譲事業者の委任が必要) ※譲受人本人以外が手続きを行う場合は、譲受人と連名で委任	
維持保全計画書(譲受人の氏名に書き換えたもの) ※申請書第二面にて別紙とする場合	
★申請日が、当初認定申請書に記載されている譲受人の決定予定時期から 6か月以上経過している場合 →売買契約書の写し ※決定予定時期から6か月以内に契約を締結していることを確認します。	
★分譲事業者が認定時より変更(代表取締役名、支店町名、住所等)となっている場合 →変更前後が確認できる書類	

地位の承継 (法第10条関係)	
承認申請書	
委任状(当初の認定計画実施者の委任が必要) ※申請者本人以外が手続きを行う場合は、申請者と連名で委任	
当初の認定申請書の第四面の写し ※内容に変更がある場合は、原則、法第8条に基づく変更認定申請が必要	
維持保全計画書(承継者名に書き換えたもの) ※当初認定申請書第四面にて別添としている場合 ※内容に変更がある場合は、原則、法第8条に基づく変更認定申請が必要	
変更内容を確認するための書類 ・売買の場合: 売買契約書の写し ・相続等の場合: 建物の登記簿(所有権が確認できるもの)	
★売買契約書に記載されている承継者の住所が、承認申請書と異なっている場合 →転居が確認できる書類(住民票、免許証等)	
★分譲事業者が認定時より変更(代表取締役名、支店町名、住所等)となっている場合 →変更前後が確認できる書類	

工事完了報告 (要綱第12条関係)	
工事完了報告書	申請者側で保管が不要の場合は、 控えの提出を求めません。
委任状 ※申請者本人以外が手続きを行う場合	
検査済証の写し ※都市計画区域外で建築確認申請を要しない場合等は、カラーの工事完了写真等を添付してく ださい。	
★事前に変更相談を行い、完了報告時に書類提出を求められた場合は、その書類を添付	

取りやめ (法第14条関係)	取り下げ (要綱第13条関係)
取りやめ届	取り下げ届
委任状 ※申請者本人以外が手続きを行う場合	委任状 ※申請者本人以外が手続きを行う場合
認定通知書 (認定当初、市から申請者に交付した原本)	
認定申請書の副本一式	